都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により、公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、近畿地方整備局及び同局国営飛鳥歴史公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　公園の名称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（キトラ古墳周辺地区）

二　兼用工作物の位置　奈良県高市郡明日香村大字檜前

三　管理者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　明日香村長

住所　奈良県高市郡明日香村大字岡五十五番地

四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧

五　管理の期間　平成二十八年九月二十四日から道路の存続する日まで

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人伊藤薫は願により公証人を免ぜられた。

佐藤方生は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人伊藤薫の後任を命ぜられた。

永村俊朗は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人小高雅夫の後任を命ぜられた。

小畑勝義は公証人に任命され、神戸地方法務局所属元公証人浅尾俊久の後任を命ぜられた。（以上九月一日）（法務省）

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十八年八月二十六日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年九月九日

国土交通大臣　石井　啓一

朝来市（和田山町竹ノ内の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（大字佐嚢の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（大字生野町新町、生野町口銀谷の各一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（多々良木の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（生野町奥銀谷の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（石田の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（大字山東町柴の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（和田山町法道寺・和田山町宮田の各一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（大字山東町柊木、山東町喜多垣の各一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（大字生野町円山の一部）の地籍図及び地籍簿

養父市（大字三谷の一部）の地籍図及び地籍簿

養父市（大字奥米地の一部）の地籍図及び地籍簿

養父市（大字八鹿町日畑の一部）の地籍図及び地籍簿

養父市（大字八鹿町宿南・青山の各一部）の地籍図及び地籍簿

加古郡稲美町（大字野寺の一部）の地籍図及び地籍簿

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成28年８月22日から司法書士業務の禁止処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年９月９日

福岡法務局長　多田　　衛

記

氏名　大八木茂広

所属する司法書士会　福岡県司法書士会

登録番号　福岡第979号

事務所の所在地　福岡市早良区高取二丁目17番45―101号

違反行為　業務上横領

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年８月25日から３か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年９月９日

福岡法務局長　多田　　衛

記

氏名　重田　高治

所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会

登録番号　福岡第1162号

事務所の所在地　福岡県北九州市若松区白山一丁目３番９号

違反行為　私文書偽造等

登録個別信用購入あつせん業者の登録失効に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の27第１項の規定に基づく法第35条の３の23の登録の更新申請がなされず、その効力が失効したことから、法第35条の３の33第１項第１号の規定により登録の消除を行ったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年９月９日

関東経済産業局長　藤井　敏彦

名　　称	株式会社パシフィックグループ
本店の所在地	東京都目黒区東が丘二丁目９番７号
登　録　番　号	関東（個）第53号―１
登録失効年月日	平成28年７月30日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月９日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本バイオニクス株式会社　飯島　昌明　神奈川県平塚市田村３―３―32　国土交通大臣許可（般―24）第19876号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年７月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月９日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本道路株式会社　山口　宣男　東京都港区新橋１―６―５　国土交通大臣許可（特―26）第2770号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年７月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。